

## 仕 様 書

### 1 業 務 名

堺市人材派遣（メンタルヘルス対策）業務（その2）

### 2 目 的

専門的な知識を有する臨床心理士の派遣労働者を活用し、メンタル不調の未然防止（一次予防）、メンタル不調の早期発見、適切な対応（二次予防）及びメンタル不調者の職場復帰支援（三次予防）のメンタルヘルス対策を一層強化し、職員の心の健康の保持増進を図ることを目的とする。

### 3 履 行 期 間

契約締結日から令和11年3月31日まで

派遣開始日：令和8年7月1日

### 4 業 務 内 容

派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）その他の関係法令を遵守した上で、労働者派遣契約（別紙細目）に定めるとおり、派遣先に派遣労働者を派遣する。

### 5 派 遣 労 働 者 の 確 認

- (1) 契約書第21条の規定により、派遣元は、派遣労働者を決定後、同条（2）の「業務従事者届」を業務開始日までに派遣先に提出すること。
- (2) 派遣期間の途中から派遣先の業務への従事を開始する派遣労働者が生じた場合等についても、派遣元は、同条の規定により、速やかに「業務従事者届」を派遣先に提出すること。

### 6 派 遣 労 働 者 の 交 代

- (1) 派遣元は、派遣先が業務の目的を達し得ない等の理由により派遣労働者の指導、改善、交代等を要請したときは、適切な措置を講ずること。また、その体制を整えておくこと。特に、派遣労働者が個人情報に適正に取り扱えないと派遣先が判断し、交代を要請したときは、派遣元は、直ちに派遣労働者を交代させること。
- (2) 派遣元は、派遣労働者の事情により交代を要するときは、派遣先に理由を通知した上で、派遣労働者を交代させること。

## 7 個人情報の保護等

- (1) 派遣元及び派遣労働者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）と併せ、契約書別記「個人情報保護特記事項」を遵守すること。
- (2) 派遣労働者は、派遣先の服務規律を遵守すること。特に、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

## 8 暴力団等の排除

派遣元は、別記「暴力団等の排除について」及び堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）を遵守しなければならない。

## 9 その他

- (1) 派遣労働者の派遣期間中、派遣元において必要となる社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を適正に行うこと。なお、必要に応じて派遣先が派遣元に、派遣労働者の社会保険加入状況及び適正な実施について確認できる書類を求めた際は、それらを提示すること。
- (2) 派遣元は、派遣金額について、派遣労働者の労務単価、社会保険事業主負担費、その他福利厚生費等を踏まえて適正に算出すること。また、派遣先が派遣元に、算出根拠が確認できる書類等の提出を求めた際は、直ちに提出できるよう各種資料を整備しておくこと。
- (3) 派遣元は、派遣労働者の就業におけるサポートの実施とトラブル解決のため、派遣労働者の派遣期間中、当該労働者に第三者機関（産業カウンセラー、弁護士などの有資格者を保持していること。）によるメンタルヘルスケアを提供できる体制をとること。また、派遣先が派遣元に、上記体制に関する内容が確認できる資料の提出を求めた際は、直ちに提出できるよう各種資料を整備しておくこと。
- (4) 派遣労働者の執務に係る服装は、業務に支障がなく市民等に不快な感じを与えない服装であること。
- (5) 派遣元は、労務管理等に関する法令について最新の知見を収集するとともに、派遣労働者へ随時周知し、必要に応じてセミナー開催等を通じ、派遣先指揮命令者及び責任者へも併せて啓発し、業務上のリスク管理に努めること。
- (6) 業務の履行については派遣先と綿密な打合せを行い、その指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない事項については、その都度、派遣先及び派遣元双方が協議して定めるものとする。
- (7) 新たな派遣労働者を派遣する場合、業務が円滑かつ適切に行われるよう、既に本契約に基づき派遣されたことのある派遣労働者が新たな派遣労働者に対して必要な知識の引継ぎや教示等を行うことは、上記4に記載の業務内容に含むものとする。
- (8) 各月の派遣金額の請求に際しては、請求書とあわせて各派遣職員の勤務日、派遣時間を取りまとめた資料を派遣先に提出すること。